

草加市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市人権尊重都市宣言（令和2年告示第540号）の理念に基づき、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざすため、性的指向や性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重するためのパートナーシップの宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性的指向や性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2人が、市長に対し、互いをパートナーとすることを宣誓することをいう。

(宣誓できる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 住所について次のいずれかの要件に該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から3月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓の日から3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 宣誓をする者同士が、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、原則として宣誓をしようとする日の7日前までに市長に申し出なければならない。

2 宣誓は、宣誓をしようとする者の双方が市職員の面前において次に掲げる書類を自ら記入し、当該書類を市長に提出することをもって宣誓するものとする。

(1) パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書(第2号様式。以下「確認書」という。)

3 宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書又は確認書に記入することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いのもとで、これを代筆させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)を宣誓書及び確認書に添えて提出するものとする。

(1) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他の独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

6 市長は、第2項の規定により宣誓書及び確認書を提出した者が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって本人の顔写真が貼付されたものその他市長が適当と認める書類の提示を求めるものとする。

7 第2項の規定により宣誓書及び確認書を提出しようとする場合において、本人の性別の違和等市長が特別な理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に通称(氏名以外の呼称であって社会生活上通用しているものをいう。)を併記することができる。

(受領証等の交付)

第5条 市長は、前条第2項の規定により書類の提出がされた場合において、宣誓をした双方が第3条各号(第2号イ及びウを除く。)に掲げる要件を満たしていると認

めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（第4号様式。以下「受領カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付し、宣誓を承認したものとす。

2 市長は、前条第2項の規定により書類の提出がされた場合において、宣誓をした双方又は一方が第3条第2号イ又はウに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受付票（第5号様式。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により受付票の交付を受けた双方（以下「被受付者」という。）が第3条第2号アに該当することとなり、かつ、第7条に規定する届出があったときは、第1項の規定により受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）を双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号イ又はウに規定する期間を経過した場合は、交付しないことができる。

（受領証等の再交付）

第6条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証等を再交付するものとする。

3 前項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、受領証等の再交付を受けた後において、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

（宣誓事項の変更）

第7条 宣誓者及び被受付者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（第7号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（受領証等の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第8号様式）に受領証等を添えて、市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方又は一方が市外に転出したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) 第3条第3号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(受領証等の無効)

第9条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたこと又は受領証等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓者の受領証等を無効とする。

2 市長は、前項の規定により受領証等を無効とした場合は、宣誓者に当該受領証等の返還を求めるものとする。

(周知啓発)

第10条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による宣誓に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。